

重要事項説明書

1 事業主体

名 称	社会福祉法人 なぎ
所 在 地	三重県亀山市川崎町字上垣内4928番
電話番号	0595-85-8018
代 表 者	理事長 伊藤ひで子

2 施設の基本情報

施設の種類		保育所						
施設の名称		川崎愛児園						
所 在 地		亀山市川崎町字上垣内4928番						
連絡先	TEL	0595-85-8018						
	FAX	0595-85-8019						
	MAIL	kawasakids@zc.ztv.ne.jp						
施 設 長		辻健次						
開設年月日		平成23年4月1日（前身の個人立施設の開設は昭和28年4月1日）						
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
		10	18	18	18	18	18	100人
基本理念		川崎愛児園は、児童福祉法に基づき、乳児及び幼児が心身ともに健やかに育成されるよう保育事業を行うことを目的とする。保育にあたっては児童の人権や主体性を尊重し、児童の最善の利益のために保護者や地域社会と手を携えて、児童の福祉を積極的に増進するとともに地域における家庭支援を行う。						
運営方針		●川崎愛児園の保育方針として以下の3つを掲げる。 ①情緒の安定した楽しい生活を送る。 ②基本的な生活習慣を習得する。 ③健全な心身と豊かな感性を育む。 ●「正直でおおらかな人間性を育む」ため3つの保育目標を掲げる。 ①明るく元気なこども ②やさしい心をもつこども ③よく見聞きして話すこども ●保護者や地域社会と連携し、児童の福祉を積極的に増進するとともに、地域における家庭支援を行う。 ●職員は常に知識や技術の習得・向上に努め、家庭との連携の下に、児童の発達過程を踏まえながら、養護と教育を一体的に提供する。						

3 施設の概要

敷 地		敷地全体(法人所有)	3353.49㎡
		園 庭	929.55㎡
建 物	構 造	A棟(木造合金メッキ鋼板葺平家建)	581.32㎡
		B棟(木造合金メッキ鋼板葺二階建)	266.43㎡
		C棟(鉄骨造倉庫・ポンプ室)	26.49㎡
	延 べ	園舎(A棟及びB棟)	851.56㎡

4 設備の概要

設 備	乳児室・ほふく室	1室	66.24㎡
	保育室(1室 43.06㎡)	4室	172.24㎡
	ランチルーム兼多目的室	1室	82.81㎡
	遊戯室(ホール)	1室	105.98㎡
	調理室	1室	33.12㎡
	職員室・事務室・会議室	各1室	122.61㎡
	その他(医務室・調乳室・トイレ等)		268.56㎡

5 職員体制

職種(役職)	員数	常勤職員	非常勤職員	備 考
理 事 長	1人	1人		
園 長	1人	1人		
主任保育士	1人	1人		
保 育 士	17人	15人	2人	予定人数
栄 養 士	1人	名阪食品株式会社へ委託。		
調 理 員	3人	名阪食品株式会社へ委託。		

6 保育を提供する日及び時間並びに保育を提供しない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間認定	午前7時15分～午後6時15分(11時間)
	保育短時間認定	午前8時15分～午後4時15分(8時間)
延 長 保 育	保育標準時間認定	午後6時15分～午後6時45分
	保育短時間認定	午前7時15分～午前8時15分
		午後4時15分～午後6時15分
		午後6時15分～午後6時45分
開 所 時 間	月曜日～金曜日	午前7時15分～午後6時45分
	土曜日	午前8時00分～午後12時00分
閉 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)	

7 利用料等

利 用 者 負 担 (月 額 保 育 料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)			
延 長 保 育 料	7:15～8:15 (短時間認定児)	第1子	日 額	500円
		第2子以降	日 額	200円
	16:15～18:15 (短時間認定児)	第1子	日 額	500円
		第2子以降	日 額	200円
	18:15～18:45 (全児童共通)	第1子	日 額	500円 月 額 2,500円
		第2子以降	日 額	200円 月 額 1,000円
※土曜日の延長保育はありません。				
実 費 徴 収	クレヨン、のりの補充など日々の活動により消耗して追加的に必要となる物品については実費徴収します。諸費徴収袋をお渡ししますので登園の際に納めてください。実費徴収物品の値段については別紙を参照してください。			
給 食 費	年少クラス(黄組)から年長クラス(青組)に在籍する児童については、毎月給食費を徴収します。未満児クラス(若葉組、赤組)に在籍する児童については、給食費は保育料に含まれています。給食費徴収の詳細については別添資料をご確認いただき、同意書の提出をお願いします。			
保 護 者 会 費	児童一人につき年額4,000円を保護者会費として徴収します。保護者会費はクラス担任が3か月毎に1,000円を現金で徴収します。徴収月は4月、7月、10月、1月となります。紙幣でのお支払いにご協力ください。			
そ の 他	園服(スモック)、遊び着、半袖V首シャツ、半パンツ、教育シューズ、メロディオンなどの購入に際しては、別紙の注文用紙を提出してください。園で取り纏めて注文します。経費はいずれも自己負担となります。			

8 提供する特定教育・保育の内容

川崎愛児園は、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児童の心身の状況等の発達過程を踏まえながら、特定教育・保育を一体的に提供します。

- ① 「自分の頭で考え、自分の意志で行動し、自分の身体で確かめる(わかる)」という過程を重視した保育を心掛けています。
- ② 生活の中に音楽活動(合唱や合奏、鼓隊演奏)を積極的に取り入れ、歌ったり演奏したりすることの楽しさを感じ、豊かな感性が育まれるよう取り組んでいます。
- ③ あそびを通して、丈夫な身体作りと臨機応変に身体をコントロールできる力が身に付いていくよう取り組んでいます。あそびの中にコーディネーショントレーニングの要素を加え、バランス感覚やぶれない体幹作りを重視しています。
- ④ 給食は名阪食品株式会社に業務委託しています。離乳食、アレルギー除去食の対応もしています。離乳食や除去食を希望される方は事前に必要書類の提出をお願いします。

9 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園進級式 歯科検診
5月	春の遠足 保育参観
6月	講演会
7月	七夕会 夕涼み会
8月	消防署見学
9月	健康診断
10月	秋祭(神輿奉納) 運動会 秋の遠足
11月	防火フェア 七五三宮参り 火災予防訓練
12月	講演会 発表会 クリスマス会
1月	お正月あそび
2月	豆まき 作品展 入園説明会
3月	ひな祭会 健康診断 お別れ会 卒園式

※入園進級式は4月1日を原則とします。4月1日が土曜日又は日曜日の場合は第一月曜日に実施します。式当日はクラス保護者会終了後、児童と一緒に降園していただきます。

※春の遠足と秋の遠足の日は、移動時間や児童の身体の疲れなどを考慮して通常よりも早い時間のお迎えをお願いしています。お迎えの依頼時間は午後2時と設定しています。できる限りご協力ください。

※行事の詳細については、多少前後することはありますが概ね1か月前にはお知らせします。それより早いタイミングのお知らせには対応できない場合もあります。予めご了承ください。

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始及び終了に関する事項

利 用 者 の 決 定	亀山市の行う利用調整による。
退 園 理 由	● 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)。 ● 保護者から退園の申出があったとき。 ● 利用調整が不可能であると亀山市が認めたとき。 ● その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。

(2) 利用に当たっての留意事項

- ① 持ち物にはお子さんのお名前をはっきりと書いて、誰のものか分かるようにしてください。
- ② 登園は、午前9時30分までをお願いします。
- ③ 欠席や遅刻、お迎えの時間や居場所がいつもと変わるときなどは、必ず連絡してください。連絡は必ず午前9時までをお願いします。
- ④ 持病(ひきつけ、脱臼、アレルギー、心臓疾患等)のあるお子さんは、予め報告してください。
- ⑤ その他、駐車場、延長保育、園舎等の利用に関する留意事項については、入園説明会時にお渡しする入園のしおり及び別紙にてご確認をお願いします。

11 嘱託医及び嘱託歯科医

嘱 託 医	
医 療 機 関 の 名 称	中村小児科医院
医 院 長 名	中村郁哉
所 在 地	亀山市長明寺町304番地
電 話 番 号	0595-84-0010

嘱託歯科医	
医 療 機 関 の 名 称	堀デンタルクリニック
医 院 長 名	堀 佑輔
所 在 地	亀山市東台町1-14
電 話 番 号	0595-82-0037

12 緊急時における対応

- ① 特定教育・保育の提供中、お子さんに体調の急変等があった場合には、速やかに事前確認させていた
だいた緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。
- ② 台風、地震、火災、伝染病等が発生した場合、保育所の安全の都合上、やむを得ず休園、臨時降園、自宅
待機、午前中保育等の措置を執ることがあります。
- ③ 暴風警報、大雪警報、特別警報が発令されている場合には臨時休園とさせていただきます。
- ④ 本園の所在地を所轄する消防署及び警察署は以下のとおりです。

所轄消防署	
消 防 署 の 名 称	亀山消防署 北東分署
所 在 地	亀山市長明寺町842番地1
電 話 番 号	0595-84-1096

所轄警察署	
警 察 署 の 名 称	亀山警察署
所 在 地	亀山市野村4丁目1番27号
電 話 番 号	0595-82-0110

13 非常災害対策

防 火 管 理 者	辻健次(園長)
消防計画届出年月日	平成23年9月1日
避 難 訓 練	地震、火災を想定した避難訓練及び消火訓練を月1回実施。 ※詳細は避難訓練・消火訓練実施計画表による。
防 災 設 備	屋内消火栓設備4基 自動火災報知設備50基 消火器7基 誘導灯及び誘導標識 非常電源(専用受電設備)
避 難 場 所	第1避難場所 川崎愛児園園庭 第2避難場所 川崎地区コミュニティセンター
緊 急 時 の 連 絡 手 段	園長より「きずなネット連絡網」を用いたメールを一斉配信。

14 意見・要望・苦情等を解決するための仕組み

解 決 責 任 者	辻 健次	川崎愛児園 園長
受 付 担 当 者	片岡真由里	川崎愛児園 主任
第 三 者 委 員	水谷重樹	大安中央保育園 園長(TEL.0594-78-2910)
	清水健太	かもめ保育園 園長(TEL.059-389-5115)

【意見・要望・苦情等への対応方法】

- ① 所定用紙により、解決責任者、受付担当者、第三者委員のいずれかへ申し出てください。
- ② 解決責任者、受付担当者、関係職員、第三者委員を交えて意見等に対する円滑かつ円満な解決に努めます。
その際、話し合いの経緯を記録し、第三者委員へ報告します。
- ③ 受け付けた意見等への対処については、解決責任者より申出人に対して、所定用紙により調査報告並びに
改善内容、又は調査を実施しない旨の報告を行います。
- ④ 意見・要望・苦情等は、必ずしもこの形式に従う必要はありません。ちょっとしたことでもお気づきの点がご
ざいましたら、直接伝えていただけると幸いです。

15 虐待防止のための措置に関する事項

児童の人権侵害や虐待行為などを防止するための措置として、定期的に園内研修や検討会を実施してい
ます。個別具体的な事例検討、保育所保育指針や児童の権利条約の振り返りだけでなく児童福祉法や日本
国憲法にまで立ち返り、全職員が高い人権意識のもとに保育を実践することに努めています。また、これを
補完するものとして園外研修や有志の集まりの場など見聞を広める機会を確保するよう努めています。

16 賠償責任保険の加入状況

保育所での病気やけがなど、万一の場合に備えて、全ての児童に独立行政法人日本スポーツ振興センター
の災害共済へ加入していただきます。加入に際しては同意書をいただきます。また、独立行政法人日本ス
ポーツ振興センターの災害共済とは別に、以下の賠償責任保険に加入しています。
(※保険金額については前年度の内容です。)

保 険 の 内 容	保育園総合保険制度
保 険 の 種 類	保育園児等傷害保険 保育園賠償責任保険
保 険 金 額 等	死亡・後遺障害 113万円 入院日額 1,800円 通院日額1,300円

17 個人情報の取扱い

特定教育・保育の提供に当たり、川崎愛児園の職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密情報は、
法令に基づく場合を除いては、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。また、個人情報の
取扱いに関する詳細については、「川崎愛児園個人情報の保護に関する規則」に則って対処します。